



住北通信

第4号 発行日 R元.5.13
発行者 校長 松下 佳司
大東市立住道北小学校
TEL 872-7788 FAX 872-7789



集団づくりを一気に進めるチャンス！ 春の運動会に向けて！



春に行う運動会は、集合・整列、行進などの**集団行動**や**マナー**について、一致した指導を行うとともに「めあて」をもって練習に取り組み、丁寧に評価を重ねることなど体育学習の**基礎・基本**をそろえるチャンスであり、また、**学級・学年集団づくり**を一気に進めるチャンスでもあると考えております。

本校の運動会は、体育学習の発表の場であり、**運動への意欲・健康への関心**を高めるとともに、**社会性**を育成する場でもあり、子どもたちの頑張る姿を通して**住北小の教育**に対する保護者・地域の皆様の理解を深めていただけるよう取り組みを進めております。

さて、住道北小では、運動会の**基礎・基本（あたり前）**として、大切にしたい指導のポイントを全教員で確認し合い、学年練習に入りました。その確認し合った指導のポイントとは、開閉会式での作法や話の聴き方、フィールド内での俊敏な動作（駆け足）や、待機時におけるマナー（座り方）の徹底、走競技におけるスタート時のフライングやゴールの駆け抜け方、リレーでのバトンパスの指導、団体競技におけるルールの徹底や子どもによる創意工夫や作戦、演出など、計画の段階から意識し、意図的に練習させたいと考えております。また、各係の担当として運動会の運営に携わる5・6年生には、自信を持って役割が果たせるよう、しっかりと準備させたいと考えております。

さらに、演技・競技等の指導については、単なる練習という意識ではなく、「めあて」を明確にした体育授業の一環であること、しかも、学年の教員によるチームティーチングであることを意識し、繰り返し練習の一つひとつを価値づけしながら、子どもたちの頑張りを肯定的に見取り、評価してまいりたいと考えております。



5年生の練習風景

安全に取り組む組体操

さて、本年度も6年生の団体演技として組体操に取り組みますが、今年も本校が定める「**組体操のねらい**」及び「**組体操の指導に係る留意事項**」（8項目）、そして、「**組体操の実施に係る指針**」を全教員で確認し合うとともに、6年生が作成した組体操指導計画のもと、児童の安全を最優先に練習を開始しております。

組体操のねらい

- ① 1年生から積み上げてきた体力や運動技能を使い、心身を鍛える。
- ② 人と人とで形をつくる表現活動で、「美しい姿勢」を身につける。
- ③ 自分の体や相手の体の重心がどこにあるのかを体で感じ、バランス感覚を身につける。
- ④ 協力し合い、気持ちをそろえることの大切さに気づく。全員で美しい姿勢を保ち、全員で動きをそろえることの価値観を共有させる。
- ⑤ 組体操で安全な身のこなしを身につける。自分の体だけではなく、相手の体も守ることができる力を身につける。

組体操の指導に係る留意事項

- ①全員で気持ちをそろえ、一人一人に緊張感をもたせ真剣に取り組ませる。
(ニヤニヤ、ダラダラ、パチャクチャ厳禁)
- ②模範演技を通して見える化を図り、一つ一つの技のポイントやコツについての説明をしっかりと聞かせる。
- ③安全面を最優先し、子ども同士で見合ったり、補助し合ったりして段階的に取り組ませる。
- ④難しい技より、むしろ、美しい形や動作、隊形など、全員でそろえることや一人一人の姿勢や表情が大事であることを認識させる。
- ⑤技と技の間を大事にさせる。「気をつけ」(立ち姿)の美しさなど、凛とした統一感のある姿勢を保持させる。砂を払うなど、無駄な動きをさせない。
- ⑥初動を揃えさせる。集合や隊形移動の際の一体感、スピード感を大切にさせる。
- ⑦必要なアドバイスや励まし、合図や号令などの主体性は発揮させる。
- ⑧失敗したらすぐに体育すわりをさせる。

組体操の実施に係る指針

大東市立住道北小学校

大東市立住道北小学校において、組体操を実施する場合は、児童の安全を最優先とし、次の8項目を遵守して行うこととする。

1. 学校教育活動として、運動会等で組体操を実施する場合は、児童の発達段階や運動能力等の実態を考慮し、安全上の問題点や教育的意義などについて、学校として十分に話し合って決定する。
2. 組体操の実施にあたっては、児童と保護者に、ねらいと内容、安全対策等について、十分に周知する。
3. 組体操で取り組む技については、児童の個々の発達段階や運動能力を考慮し、取り組む技の高さや難易度を競うことなく、安全を最優先に決定する。
また、技の習得にあたっては、普段の体育学習との関連を図る。
4. 組体操を指導する教職員は、組体操の指導法や安全面での配慮等についての研修会に参加したり、参考資料等を活用したりするなどして、指導力の向上を図る。
5. 組体操の指導にあたっては、安全確保と的確な指導のために、担当する教職員の他に、2名以上の教職員を配置し、また、必要に応じて、外部指導者等の支援を受けるようにする。
6. 組体操の練習は、必ず、教職員の指導のもとで行なわせることとし、児童のみでは、絶対に行わせない。また、そのことを児童に徹底する。
7. 教職員は、組体操の練習や演技にあたり、児童の服装、サポーターなどの補助用具の使用、マットの使用等、安全対策を十分に施して行う。
8. 学校教育活動として、運動会等で組体操を実施する場合、当該学年は、ねらい、指導内容、安全上の留意点等を記載した指導計画書を作成し、指導者間で共通理解のもと段階的・計画的な指導を行う。

6年生の組体操練習

